

社会福祉法人 倉吉東福祉会

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 倉吉東福祉会（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条並びに第六条第三号の規定に基づき定める評議員選任・解任委員会運営細則第七条の規定により、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員会（以下「役員等」とする）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

役員名	報酬額
理事及び監事	会議・監査等出席 1回につき、 5,000円
評議員	
評議員選任・解任委員会委員	

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬については、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

(費用弁償)

第5条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、費用弁償として「社会福祉法人 倉吉東福祉会 旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。ただし(1)の業務の場合は施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。住所地が鳥取県中部地区以外の場合のみ対象とする。

ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会

福祉法人 倉吉東福祉会 旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

改正 平成29年6月27日